

あゆみ速報

原研労組中執ニュース

原子力平和利用三原則
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

拡大窓口交渉： 6 級昇任、働き方改革

2月28日(木)に原子力機構と拡大窓口交渉を行い、「6級技術職への昇任審査方法の変更」、「働き方改革関連法への対応」、「櫛葉事業所の宿舍変更」などについて説明を受け、議論を行いました。内容等について皆様にご報告いたします。

① 6 級技術職への昇任審査方法の変更について

[機構]： 6 級技術職への昇任審査方法の変更について説明する。

背景としては、現場の技術力の底上げやモチベーションアップのために何かできないかと経営層としても考えており、これまでよりも普段の業務や実績を評価するような方向で変更することを検討している。

これまでの審査方法は、所属部署から推薦書類を提出してもらい、業務の功績や人物、マネジメント力などについて記載してもらい、面接の審査結果で昇任の可否を決めていた。

変更後の審査方法は、フローとしては大きく変わらないが、まず推薦書類を記入してもらい、その内容について力量評価をする。日頃やっている業務や成果、資格などをもっと細かく書いてもらい、こちらを見る。専門性がある人が評価者となって、その内容を審査して点数をつけるなどしてもらい、面接の結果と合算で可否を決める。

大きく変わる点としては、これまでは面接の出来・不出来が可否に与える影響が大きかった。しかし、今後は日頃の取り組みや積み重ねをもっと見る方向で考えている。出向期間などもあれば、その内容や貢献度なども評価の対象となる。

これまでの制度は、各拠点や各現場の声を聞いてできたものであったが、より現場の声を組んだものとするため、今回、制度変更をすることになった。

[労組]： お話を聞いた限りの印象では、今までより改善される方向に思われる。今までは一点豪華主義ではないが、アピールポイントや業績を1つ、2つ書いて、あとは面接の結果次第といった感じであったと認識している。

これまでよりも日頃の業務をもっと見ていくとのことであるが、技術職の業務については、技術開発や運転・保守、バックエンドなどの計画立案、安全管理など多岐に渡るが、それぞれどのように評価するのか。

[機構]： それぞれ分野が異なると思われるので、業務ごとに分類して評価するような形になると思われる。

[労組]： 規程類の変更なども行われるのか？審査について、絶対評価や相対評価、また昇任の枠などはどのように検討しているのか？

原研労組ご加入し、労働条件の改善と働きがいある職場をともにめざしましょう。(内線 Tel. 81-5413, 81-5414)

URL <http://orange.zero.jp/genkenrouso.wing/> E-mail genkenrouso@muse.ocn.ne.jp

【機構】： 規程を変更するというよりは、フォーマットや運用方法が変わるものである。
また、審査の基準等は検討中で、その時の状況によるものでもあると思われるので、すぐには答えられない。

【労組】： 資格について、技術員認定制度などではポイント・点数のようなものがあるらしいが、今回の制度ではどのように扱われるのか。

【機構】： 目安となるものは作ると思う。取得が難しい資格はそれなりに評価したい。
また、現場の業務へ貢献しているような資格であれば、その優位性も考慮したい。
この変更は次回の審査から導入をしたい。まずは第1回目となるので、改善が必要な点があれば適宜、見直していきたい。

【労組】： これまでの制度では面接が得意でない人や、口下手な人などはあまり評価されづらいような話も聞く。そういった人も日頃の仕事ぶりで評価されるようになると良いと思うし、業務へのやる気向上につながれば良いと思う。

② 働き方改革関連法への対応について

1. 趣旨

平成31年4月に施行される働き方改革関連法（労働基準法の改正等）に関して、全ての企業（使用者）に義務化される「時間外労働の上限規制」と「年5日の年次有給休暇の確実な取得」について、確実に履行するため、以下のとおり実施する。

2. 実施項目と概要

1) 時間外労働の上限規制（罰則：6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）

- ① 36協定の見直し：全拠点単月45時間以下、特別条項適用80時間以下とする。
- ② 労務管理システムの超勤警告機能の全拠点への設定：36協定に基づく限度時間（特別条項45時間／月以上等）を超える超勤には部長等の承認が必要とする。
- ③ 超勤実績の報告、注意喚起：超勤状況を毎月拠点内で報告し、超勤抑制を図る。

2) 年5日の年次有給休暇の確実な取得（罰則：30万円以下の罰金）

- ① 年次有給休暇取得状況のメール通知：前月までの年次有給休暇取得日数と残日数を毎月本人と所属長宛てに通知する。
- ② 「年休5日時季指定計画」の作成：所属長は、平成30年度に年次有給休暇5日取得できていない部下と4月に面談の上、上期（～9月末）に年次有給休暇を5日取得する予定の「年休5日時季指定計画」を作成する。
また、上期終了時（9月末）に年休5日取得できていない部下についても面談の上、5日に満たない年次有給休暇を第3四半期（～12月末）に取得する「年休5日時季指定計画」を作成する。取得予定日の変更については、取得予定日を新たに設定し直し、遅くとも年内（12月末）に5日取得できるように計画する。

【労組】： 超過勤務については罰則付きの上限規制ができたが、どの基準を超えてしまうと適用されるのか？

[機構]： 法規制の話なので、超勤を単月 100 時間超え、その他の特別条項の時間超過など、色々なパターンがあるようだ。専門家の話だと、基準を超えたらいきなり罰則が科される訳ではなく、労基署の臨検などの後に勧告が出されて、それでも是正されないようであれば罰則が適用されるものと思われる。罰金 30 万円とは違反者 1 人あたりの金額であり、人数が多ければそれだけ増加する。

[労組]： 労務管理システムの「超勤警告機能」、「年休取得状況のメール通知」というものを活用するとあるが、これはそれぞれどういうものか？

[機構]： 「超勤警告機能」とは、リシテアで 45 時間の手前、例えば 40 時間ぐらいで一度ロックをかけて超勤の入力ができなくなる。課長などがロックを解除してから再び入力できるようになる。なるべく上限の手前の段階でお知らせするようなことを考えている。

また、「年休取得状況のメール通知」とは、リシテアで機械的に取得状況のメール通知が設定できるようになっており、今後は毎月、通知する予定である。

[労組]： 超勤警告機能によって、単純にそれ以上に超勤がつけられなくなるような事態にならないように気をつけて欲しい。「超勤実績の報告を毎月行う」という話であるが、これまではどの程度細かく、実績を調べて報告してきたのか？かなり細かく集計するのであれば、人事部などの手間や労務管理は大丈夫なのか？

[機構]： 超勤実績の調査をどこまで細かくやっていたかは、部署・拠点によってマチマチであった。全機構的なものはやっていたが、H31 年 4 月からはもっと細かく、例えば拠点・部署単位ぐらいで超勤実績の報告を行う。手間については、一度、フォーマットが出来れば対応できると思う。

[労組]： これまで年休 5 日間を取っていない人は、実績でどの程度いるのか？

[機構]： 法改正により、年休 10 日以上が付与されている人には 5 日以上年休を取得させる必要がある。H29 年度実績では、年休 5 日間を取得していない人の割合は 10%を少し超えるぐらいであった。これには一般職員だけでなく、管理職なども含まれている。

[労組]： 機構では業務量は変わらないか、むしろ増えているのに、人員は全体的に見て減っている。そのあたりの対策も、適切な配置となるよう検討してもらいたい。

[機構]： これからは管理職も年休 5 日取得義務の対象となるため、しっかりと休みを取ってもらう必要がある。ここでいう年休 5 日とは「1 日休と半日休」は含まれるが、「時間休」は含まれない。これは法改正による義務化なので、職場などで理解してもらえようように務めたい。

[労組]： 宇宙機構（JAXA）は夏休みをやめて、その分も全て年休とすることで年休 5 日の消化を確実に達成することを目指しているような話を聞いているが。夏休みなど特別休暇では年休 5 日に含まれないらしい。

[機構]： JAXA では夏休みは無くなってワークライフバランス休暇となり、年間 27 日間を通年で取れるように変更するようだ。JAEA でも検討はしたが、夏休みだからこそ取得しやすい面もあると思うので、今回はやらないことになった。通年での休暇とすると、そもそもの目的がぼやけてしまうと考えられる。

[労組]： 組合員からは、「年休は自分の裁量で取りたいと考えており、上司から強制されることには抵抗がある」との意見があった。あまり強制的な形では望ましくないと考えている。

[機構]： 法律でも年休取得の趣旨はそのようになっている。各現場への通達でも強制するような形にはしないようにお伝えしたい。

③ 榎葉町の借り上げ宿舎の変更について

[機構]： 榎葉遠隔技術開発センターの勤務者には、現在、いわき市に借り上げ宿舎がある。しかし、いわきー榎葉間は距離が 30~40km あり、通勤時間は早くても約 40 分かかっている。道路の混雑状況によっては 50~60 分かかり負担となっている。

榎葉町には復興拠点として、「笑みふるタウン榎葉」という商業施設が昨年 6 月にオープンし、復興が進みつつある。住宅などもこれから周辺に整備されることになっており、そこを榎葉の勤務者の宿舎として借り上げする予定である。

この件に関して、引っ越し費用は機構持ちで、移転のための特別休暇として 1 日を付与する。商業施設はすでに完成しているが、住宅などの整備はまだできておらず、2019 年 7 月頃を予定している。勤務者によっては、いわき市に残りたい場合もあるかと思うので、そういった個人の意向はこれから確認したい。

[労組]： 家賃の個人負担分はどのようにになっているのか？

[機構]： 基本的には独身者、単身赴任者向けの住宅を借り上げしており、いわき市は個人負担数万円で 1K、1LDK などの間取りが多い。機構負担はもう少し多い。榎葉町の方は、住宅類が未完成なので、金額などはまだ具体的に答えられない。

[労組]： いわき市の家賃は思ったよりも高額だが、震災後に周辺市町村からの転居者が多く、地価などが高くなっていると聞いたことがある。福島県浜通りでは一番大きな町で、残りたい人もいるかと思われるが、勤務者の意見などはどのように聞くのか。

[機構]： これから聞いていく予定である。いわき市に残りたい人は、借り上げ住宅ではなく、個人で借りてもらって住居手当を支給する形となる。

[労組]： 別の話になるが、福島県で単身赴任している人は、週末に茨城の自宅まで帰るのが大変だと聞いている。交通費を節約するために、一般道路で帰ってくる人もいるようだ。そのような手当類はどうなっていたか？

[機構]： 単身赴任者手当が出ている。月に 1~2 回程度は帰れたと思うが、金額は距離によるものとなっている。

[労組]： ちなみに榎葉町は地理的にどのあたりであったのか。通勤時間の 40 分とは高速道路を使った場合であるのか？榎葉町の復興はどの程度進んでいるのか？

[機構]： 榎葉町は富岡町の南側にあり、40分とは国道6号線を使用した場合の話である。榎葉町は既に5割ほどの人口が戻っている状態である。

[労組]： ところで、福島県では事業所ごとに借り上げ住宅は分かれているのか？各事業所には何人ぐらいの人が勤務しているのか？

[機構]： 富岡町、大熊町にも事業所があり、その勤務者の住宅は富岡町に借り上げしている。福島県内には福島市、三春町、いわき市、榎葉町、富岡町、大熊町、南相馬市に事業所などがある。事業所に勤務する人数は、榎葉町は職員30数人、富岡町、大熊町はそれぞれ20数人である。

④ その他（原科研グラウンド、JRR-3 勤務時間変更）

[機構]： 環境省の実証事業が終了し、原科研のグラウンドが3月中旬から使えるようになる予定である。ただし、南側の一部は事業等でこれからも使う予定があるらしく、しばらくは使えない状態である。

[労組]： 運動などで使用する際に影響はあるのか？

[機構]： 特には無いものと思われる。

最後に原科研の勤務時間規則の変更について説明を行う。JRR-3について、新規性基準対応への工事を行うため、勤務時間を変更する。現在は9時～17時半だが、職員全員を朝8時半～17時とする。アルバイトなどは別である。

以上

2019年春闘：科労協統一要求書の提出！

2月22日（金）に「科労協統一要求書」を原子力機構に提出しました。要求書は、皆様にご協力いただいた春闘アンケート結果をできるだけ反映し、科学技術の発展やそれに係わる働く人達の処遇・職場環境の改善を訴えるものとなりました。今回は各種ハラスメントの撲滅を重点項目とし、例年よりも該当する内容を充実させてあります。

今後、科労協の共同団交などの場で、要求に対して前向きな回答をするよう求めています。

第116回 臨時中央大会に向けた今後の日程

➤ **3月07日（木）から3月14日（木）：一斉分会の開催期間**
分会長の皆さんは、開催希望日時と場所を中執までご連絡ください。

➤ **3月13日（水）：大洗支部大会、高崎支部大会**

➤ **3月15日（金）：第116回 臨時中央大会**

場所：村松コミュニティセンター 時刻：13時30分～17時頃

**組合員の皆さんは、分会開催と代議員の選出を進めてください！
分会において活発な議論を交わしていただけることを期待しています。**

第116回 臨時中央大会 代議員定数の公示

2019年2月28日

日本原子力研究開発機構労働組合
中央選挙管理委員会 委員長

日本原子力研究開発機構労働組合同規約第49条、並びに同選挙規則第12条及び第13条に基づき、大会代議員定数を下表のとおり決定したので公示します。

大会において十分な討議を行うため、別に中央執行委員会より配布された大会議案に基づき、分会の意見を集約し、大会代議員の選出を行うよう要請します。

大会日時：2019年3月15日（金）13:30～17:00 村松コミュニティセンター

連合分会・支部	分会	有権者	代議員
連合1	核サ研	18	2
	東海管理（福島・その他）		
	東海管理（青森）		
	東海管理（人材育成）		
	東海管理（関西）		
	東海管理（核不拡散）		
連合2	バックエンド	12	1
	環境・線管・研究室		
	放管第1・第2		
工務・福島連合	工務技術	10	1
	福島技術		
研究炉部連合分会	JRR-3	10	1
	JRR-4		
	NSRR		
物理化学連合	核物理	13	1
	化学		
先端基礎・中性子	先端基礎	25	3
	中性子科学		
高崎支部	高崎支部	7	1
大洗支部	原子炉	22	2
	照射	19	2
	管理	15	2
	HT	5	1
那珂分会	JT60 トカマク	7	1
	那珂・管理		
	JT-60 加熱		
合	計	163	18